

令和 2 年度
札幌市乳がん検診（医療機関委託）
実 施 要 領

令和 2 年 4 月
札 幌 市 保 健 福 祉 局

札幌市乳がん超音波検査 実施要領

1 目的

この要領は、乳がんを早期に発見し、市民の健康保持に寄与するために行う札幌市乳がん超音波検査（以下「超音波検査」という。）の委託実施に関し、必要な事項を定めることとする。

2 対象者

超音波検査の対象者は、下表のとおりとする。

なお、検査実施医療機関の医師の判断によっては、下表の要件を満たす場合でも受診することができないこともある。

項目	主な要件	留意事項
住 所	札幌市内に居住地を有する方	・健康保険証など公的証明書類で確認する。 ・住民票が他市町村にあっても、市内に居住していれば対象者とすることができる。
年 齢	受診日当日に40歳～49歳の方	・札幌市乳がん検診の検査項目であるマンモグラフィ検査の受診時に、超音波検査に同意する方 ※マンモグラフィ検査と同日に超音波検査を受診できず、50歳を迎えても対象とする。
他の制度との関係	職場等で受診する機会のない方	・受診者より職場等で当該検査を受診する機会がないことを確認すること。 ・健康保険の種別は問わない。

3 実施機関

(1) 検査実施医療機関の指定

検査実施医療機関は、次の条件を満たしている医療機関であって、札幌市医師会が指定する医療機関とする。 ○新たに追加した項目

ア 乳房超音波検査装置

乳房超音波検査を実施するに適格な撮影装置（原則として日本乳癌検診学会が定める超音波における乳がん検診の手引きに基づく超音波装置の基準を満たしたもの）を備えるものとする。

イ 日本乳がん検診精度管理中央機構または日本乳腺甲状腺超音波診断会議（現日本乳腺甲状腺超音波医学会）が主催あるいは共催した超音波検査に関する講習会を受講し、B以上の評価を受けた医師及び臨床検査技師等^{*1}が所属している医療機関とする。

ただし、札幌市が実施する研修会^{*2}を受講した医師及び臨床検査技師等^{*1}が所属している医療機関も指定する。

また、日本乳がん検診精度管理中央機構が行う評価試験でCまたはD評価、講

